

令和2年6月15日

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、令和2年5月1日に富山県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金保証」が創設され、同日より取扱いが開始されておりますが、令和2年6月15日保証承諾分より融資限度額等が改正されましたので、お知らせいたします。

#### 富山県新型コロナウイルス感染症対応資金保証の概要

融資対象	<p>次の(1)から(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者</p> <p>(1) <b>セーフティネット保証4号の認定</b> 中小企業信用保険法(以下、「法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(注1)</p> <p>(2) <b>セーフティネット保証5号の認定</b> 法第2条第5項第5号の規定による認定(注1)(注2)</p> <p>(3) <b>危機関連保証の認定</b> 法第2条第6項の規定による認定(令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(注1)</p> <p>(注1) 特別小口保険にかかる保証を除く。 (注2) 売上高等の減少を要因としないものを除く。</p>
資金使途	<p>設備資金・運転資金(保証付き既往債務の借換え可)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">令和2年6月15日追加</div> <p>次に掲げる場合を除き、本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできません。</p> <p>①責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換える場合</p> <p>②法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合</p> <p>※既往債務の借換の詳細につきましては、別紙1「富山県新型コロナウイルス感染症対応資金保証 パターン別の借換えについて」をご覧ください。</p>
融資限度額	4,000万円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">令和2年6月15日拡充 3,000万円 ⇒ 4,000万円</div>
保証割合	(1)及び(3):100% (2):80%
貸付形式	証書貸付
返済方法	原則として均等分割返済。 ただし、保証期間が1年以内の場合は一括返済でも差し支えない。
保証期間	10年以内(据置5年以内)

貸付利率 保証料率	貸付利率：年 1.25%以内 保証料率：年 0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合：年 1.05%） ※金利及び保証料の補助につきましては、別紙 2「富山県制度融資 新型コロナウイルス感染症対応資金に関するお知らせ」をご覧ください。
担 保	無担保
保証人	原則として法人代表者のみ。 （経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者を徴求しない。）
添付書類	(1) 富山県新型コロナウイルス感染症対応資金 利用申込書 (2) 市町村長の認定書（セーフティネット保証 4 号、5 号又は危機関連保証） (3) 富山県新型コロナウイルス感染症対応資金 金融機関チェックシート (4) 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）
期中管理	据置期間が 1 年を超える場合、据置期間中のモニタリングが必要
取扱期間	令和 2 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日までに保証申込を受け付けたもので、かつ、同年 5 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに融資実行されたもの。

※富山県中小企業融資制度保証「経営安定資金（地域産業対策枠）」及び「経済変動対策緊急融資（新型コロナウイルス感染症対策枠）」との合算限度額は、従来通り 1 億 6,000 万円です。

別紙1

富山県  
新型コロナウイルス感染症対応資金保証  
パターン別の借換えについて

本制度における借換可否（本制度における売上高等の減少要件を満たすことが前提となります。）

既往債務（制度融資外含む）		減免措置	SN5号 （▲5%以上） （80%保証）	SN5号 （▲15%以上） （80%保証）	危機関連 （▲15%以上） （100%保証）	SN4号 （▲20%以上） （100%保証）
貸付時期	利用している保証制度		個人（小規模のみ）：保証料ゼロ+金利ゼロ			
※1/29相談窓口設置日			小・中規模：保証料1/2			
			小・中規模：保証料ゼロ+金利ゼロ			
1/28以前	80%保証（一般、SN5号等）		○	○	×	×
	100%保証（SN4号等）		○	○	○	○
1/29 ～ 4/30	80%保証（一般、SN5号等）		○	○	○	○
	100%保証（SN4号等）		○	○	○	○
5/1～	本制度におけるSN5号		×※	×※	○	○
	上記以外の80%保証 （一般保証含む）		○	○	×	×
	本制度におけるSN4号、危機関連		×※	×※	×※	×※
	上記以外の100%保証（SN4号等）		○	○	○	○

※：ただし、既往債務について法人代表者の連帯保証が付されている場合で、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合は可能（○）となります。

## 富山県制度融資

別紙2

# 新 新型コロナウイルス感染症対応資金

## 【3年間実質無利子・信用保証料減免・無担保】

主に、売上高等が最近1ヶ月の実績とその後2ヶ月を含む計3ヶ月の見込みで、対前年比5%以上減少している方にご利用いただけます。  
(売上高等の減少について、市町村長の認定が必要です。一部対象外となる場合があります。)

ご利用にあたっては、取引先の金融機関へご相談ください。

取扱開始日：令和2年5月1日(金)

申込期限：令和2年12月31日(木)

### 【富山県新型コロナウイルス感染症対応資金の概要】

融資限度額	<b>4,000万円</b> (設備資金・運転資金) ★6月15日(月) 3,000万円⇒4,000万円に引き上げ (※1) 保証付既往債務の借換え可 (※2) 県制度融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」との併用可
融資期間	10年以内 (うち据置期間5年以内)
融資利率	実質無利子・4年目以降は年1.25%以内 (固定金利) (※3) 無利子の対象は別表参照
経営者保証	法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 法人代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば免除可能
信用保証料率	0.85% (経営者保証免除の場合 1.05%) (1) セーフティネット保証4号(▲20%)または 危機関連保証(▲15%)を利用の場合 ゼロ (保証料補助10/10) (※4) (2) セーフティネット保証5号(▲5%)を利用の場合 (※3) 別表参照

(※1) 借換えの対象については、富山県信用保証協会(TEL:076-423-3171)にお問い合わせください。

(※2) 「新型コロナウイルス感染症対策枠」については、富山県 コロナ 金融支援 で検索

(※3) **【別表】**

対象者		売上高等減少率			
		▲5%以上		▲15%以上	
		個人事業主	法人	個人事業主	法人
小規模企業者 (※5)	融資利率	1.25%以内 ※当初3年間は 実質無利子化	1.25%以内	1.25%以内 ※当初3年間は 実質無利子化	
	信用保証料率	ゼロ (保証料補助10/10) (※4)	0.425% 経営者保証免除の 場合 0.525% (保証料補助1/2) (※4)	ゼロ (保証料補助10/10) (※4)	
中小企業者 (小規模企業者を除く) 中小企業	融資利率	1.25%以内		1.25%以内 ※当初3年間は 実質無利子化	
	信用保証料率	0.425% 経営者保証免除の場合 0.525% (保証料補助1/2) (※4)		ゼロ (保証料補助10/10) (※4)	

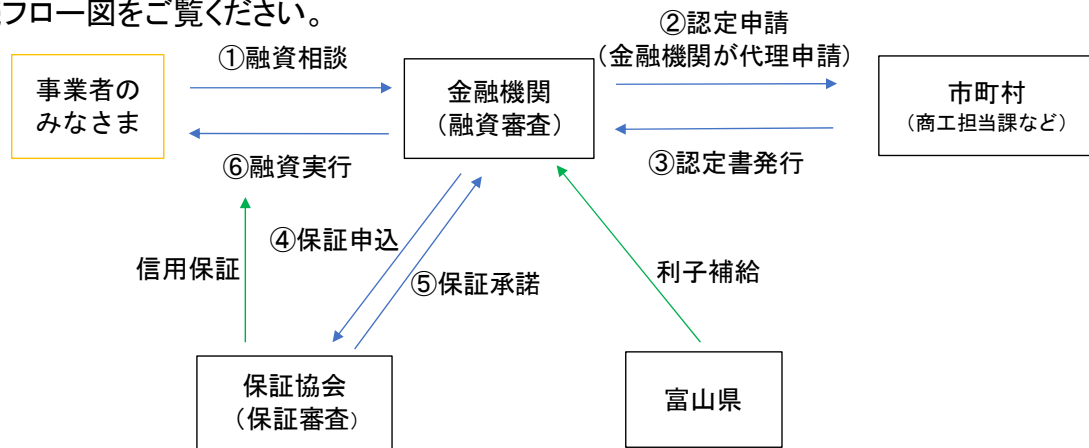
(※4) ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については補助対象となりません。

(※5) 常時使用する従業員の数が20人 (商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする事業者については5人) 以下のもの。

# よくあるお問い合わせ

## Q1 申込手続きを教えてください。

A1 以下の手順フロー図をご覧ください。



## Q2 必要書類は何ですか。

A2 以下の書類が必要です。

- (ア) 富山県新型コロナウイルス感染症対応資金利用申込書(信用保証協会宛て)
- (イ) 新型コロナウイルス感染症対応資金金融機関チェックシート(金融機関向け)
- (ウ) 経営者保証免除対応確認書(経営者保証を免除する場合)
- (エ) 信用保証委託申込書・委託契約書など信用保証協会所定の申込資料
- (オ) 市町村の定める認定申請書 ※添付書類として、法人(個人)の実在が確認できる書類が必要です。
- (カ) 売上高等の減少を確認する書類

## Q3 必要書類(ア)～(オ)はどこで入手可能ですか。また(カ)の「売上高等の減少を確認する書類」とは何ですか。

A3 (ア): 富山県または富山県信用保証協会のホームページをご覧ください。

(イ),(ウ),(エ): 取引先の金融機関または富山県信用保証協会にお問い合わせください。

(オ): 市町村のホームページをご覧ください。(掲載がない場合は直接市町村にお問い合わせください。)

※法人(個人)の実在が確認できる書類… 法人: 法人謄本(履歴事項証明書)など 個人: 確定申告書の写しなど

(カ): 試算表、売上台帳、その他売上高等が分かる資料です。

## Q4 どの市町村で認定を受ければよいですか。

A4 法人の場合は登記上の本店所在地または事業実態のある事業所の所在地、個人事業主の場合は事業実態のある事業所の所在地です。

## Q5 既にセーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証の認定を受けています。

借換えに際し、新たに認定書を取り直す必要はありますか。

A5 借換えに際し、別の保証を利用する場合、新たな認定が必要となる場合があります。詳しくは富山県信用保証協会にお問い合わせください。

## Q6 一部の事業のみ売上等が減少している、1年前から店舗数が増加している等の場合に、売上高等の減少要件を満たすかどうかの確認をしたいのですが。

A6 満たす場合がありますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。

## Q7 既往債務の借換えについて制限はありますか。

A7 原則として保証付き融資であれば、一部の借換えを除いて制限はありません。詳しくは富山県信用保証協会にお問い合わせください。

## Q8 申込期限は令和2年12月31日となっていますが、融資実行はいつまでに行われればよいですか。

A8 令和3年1月31日までに融資実行されることが必要となります。

### お問い合わせ先

取引先の金融機関 または 富山県信用保証協会 (TEL: 076-423-3171 平日: 8時40分～17時15分)

各種支援策の紹介については下記ホームページをご覧ください。

富山県「事業者の皆様・働く皆様へ」 [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1301/kj00021653.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1301/kj00021653.html)

富山県信用保証協会「新型コロナウイルス感染症に関連した対策情報」 <https://www.cgc-toyama.or.jp/>

経済産業省「新型コロナウイルス感染症関連」 <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

富山県新型コロナウイルス感染症対応資金利用申込書

令和 年 月 日

富山県信用保証協会会長 殿

【申込者】

所在地

(住所)

企業名

(商号)

代表者名

印

富山県新型コロナウイルス感染症対応資金を利用したいので、下記の資料を添えて申し込みます。

なお、本資金の利用申請にあたり、県融資制度の円滑な運営のために必要な範囲で、申込者の情報を県と取扱金融機関、富山県信用保証協会間で授受することについて、予め同意します。

記

- 1 中小企業信用保険法第2条第5項第4号、同条同項第5号又は同条第6項の規定に基づく市町村長の認定書
- 2 信用保証委託申込書及び関係書類
- 3 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）

---

<金融機関記入欄>

上記資金の利用について協議します。

令和 年 月 日

(金融機関名、支店長名)

印

融資(予定)日 年 月 日